

生活保護法指定薬局 御中

東大阪市長 野田 義和
(公 印 省 略)

生活保護における後発医薬品の取扱いについてご協力のお願い

平素は、本市の生活保護行政に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、後発医薬品の使用促進を生活保護行政適正化の重点項目に定め、後発医薬品使用率 100%をめざしております。ただし、後発医薬品がない薬剤および医師が後発医薬品の使用を不可と判断したものについては、対象に含めておりません。

生活保護法の規定により、医師が後発医薬品を使用できると認めたものについては、原則、後発医薬品により医療扶助の給付を行うこととされておりますが、医師が後発医薬品の使用を認めているにもかかわらず、本人の希望で先発医薬品を使用している生活保護受給者の方に対しては、福祉事務所から制度について説明して理解を求め、後発医薬品の使用を促しております。

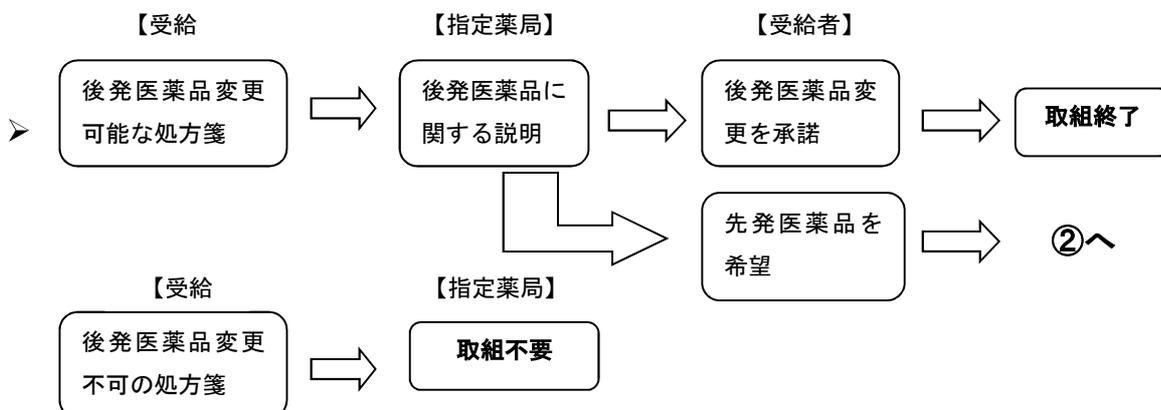
生活保護法指定薬局の皆さまにおかれましては、生活保護における後発医薬品の取扱いについて、下記の点についてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

① 【受給者が処方箋を持参した場合のご対応】

処方箋を発行した医師が後発医薬品への変更を認めている場合は、受給者に対し、**後発医薬品についての説明をしていただき、後発医薬品を調剤していただきますよう**お願いします。

なお、**医師が後発医薬品への変更を不可としている場合は、取組不要**です。



(次ページあり)

② 【先発医薬品を希望した方へのご対応】

処方箋を発行した医師が後発医薬品への変更を認めているが、受給者が先発医薬品を希望する場合、後発医薬品使用の原則化により、本人希望による先発医薬品の給付が原則できなくなった旨をお伝えいただき、可能な限り後発医薬品を処方していただきますようお願いいたします。

ご説明いただいたにもかかわらず、受給者が先発医薬品を希望している場合は、福祉事務所にご相談ください。

以上

《参考》

■ 東大阪市 後発医薬品使用率の状況 （令和4年11月診療分のみで測定）

	使用率
全体	84.0%（+0.2%）
院外	91.2%（+0.4%）
院内	58.9%（-2.7%）

※（ ）内は前年同月との差

■ 指定医療機関医療担当規程 第6条第2項・第3項

- 2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。
- 3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、～中略～当該処方せんを発行した医師が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適正に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。

■ 生活保護法 第34条第3項

医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用できると認められたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。

東大阪市生活支援部
生活福祉室 生活福祉課
堀、浅井、坂本、西田
TEL 06-4309-3226